

魚津市告示第34号

魚津市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月28日

魚津市長 村椿 晃

魚津市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定及び市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国の設置要綱」という。）に基づき、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行う魚津市子ども家庭総合支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、魚津市とし、民生部こども課が主たる事業を行う。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する全ての子ども及びその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）並びに妊産婦等とする。

(業務内容)

第4条 業務の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 子ども及びその家庭並びに妊産婦等の支援全般
- (2) 要支援児童、要保護児童、特定妊婦等の把握及び支援
- (3) 要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連絡調整
- (4) その他必要な支援

2 事業の実施にあたっては、魚津市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成19年魚津市告示第8号）第11条に規定する要保護児童対策調整機関の機能を包含するとともに、魚津市子育て世代包括支援センター事業実施要綱（平成28年魚津市告示第134号）に基づく事業と連携し業務を実施するものとする。

(職員)

第5条 事業のために必要な職員は、国の設置要綱に基づき配置する。

(個人情報取扱い)

第6条 市は、事業の実施にあたり魚津市個人情報保護条例（平成16年魚津市条例第3号）に基づき、対象者に関する情報を必要な関係機関と共有するとともに、適切に管理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。